

令和 8 年度

街頭防犯カメラ設置補助金交付事業

補助金交付ガイドライン



TOTTORI POLICE

鳥取県警察本部生活安全部

生活安全企画課

目次

第1	目的等	1
1	策定の目的	1
2	防犯カメラとプライバシーの保護	1
第2	補助金交付の概要等	1
1	交付要件	1
(1)	補助事業	1
(2)	補助対象者	2
(3)	補助対象経費	2
(4)	補助率	2
2	交付条件	6
(1)	管理・運用規定の作成	6
(2)	防犯カメラの性能等について	6
(3)	防犯カメラ設置の周知	7
(4)	保守点検	7
(5)	反社会的勢力の排除	7
第3	手続等	7
1	申請手続	7
2	申請期間及び申請先	8
3	申請後の流れ	8
4	留意事項	8
(1)	事業の着手時期	8
(2)	事業の完了時期	9
(3)	防犯カメラ運用開始の時期	9
(4)	会計経理上の留意点	9
第4	防犯カメラの設置及び運用に関する事項	10
1	設置目的の明確化	10
2	設置場所、撮影範囲	10
3	防犯カメラ設置の表示	10
4	管理責任者及び操作取扱者の指定	11
5	画像の適正な管理	11
6	画像の利用・閲覧等制限	11
7	問い合わせ・苦情等への対応	11
第5	その他	12
1	防犯カメラの設置・運用責任	12
2	現状に変更等が生じた場合の連絡	12

資 料

別添1 【参考例】防犯カメラ管理・運用規程

別添2 補助申請から交付までの流れ

別添3 申請書等記載例

第1 目的等

1 策定の目的

このガイドラインは、鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める事項の解釈や運用について定め、補助事業により設置された街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）が適正に運用されることを目的に策定するものです。

2 防犯カメラとプライバシーの保護

防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であり、地域の防犯力を高めるために必要不可欠です。

一方で、人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要です。また、画像は、特定の個人を識別できる場合（他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含む。）には、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（以下「個人情報保護法等」という。）に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱う必要があります。

第2 補助金交付の概要等

1 交付要件（要綱別表1参照）

(1) 補助事業

本補助事業は、防犯カメラの設置費用を補助する事業ですが、

- 鳥取県内に設置されるもの
- 鳥取県内において新たに防犯カメラ（録画機能があるものに限る。）を設置する事業であること
- 個別の犯罪防止ではなく、地域全体の犯罪防止、子どもや女性等の安全を守る目的で設置されるもの
- 特定の場所に継続的に設置する防犯カメラであり、道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所の画像の面積が概ね2分の1以上を占めるものであること
- 他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと

の要件を全て満たすものをいいます。

既に設置されている防犯カメラやリースによるものは対象となりません。

敷地内のゴミステーションの不法投棄防止といった、施設管理の目的では対象となりませんが、撮影された画像のうち、道路、公園等の不特定多数の者が利用する場所の画像の面積が概ね2分の1以上を占めていれば、ゴミステーションが映り込んでいても、補助金の対象になります。

概ね2分の1以上であるかの判断は、現地調査に赴いた警察職員の確認に基づき、県警察が判断します。

(2) 補助対象者

本補助金は、

鳥取県内において地域の防犯活動に取り組もうとする地域住民により構成される自治組織、組合又は団体（以下「自治組織等」という。）

を対象とします。

自治組織等とは、

商店街組合、自治会、町内会等

をいい、個人では補助金を受けることができません。

申請時には、自治組織等の規約及び役員名簿（役員に係る住所、生年月日が記載のもの）の提出をお願いします。申請をもって、自治組織等で防犯カメラを設置することの同意がなされているものと判断します。

防犯カメラの設置に伴い、設置場所の所有者（管理者）からの同意が必要な場合は、同意書を作成、道路占用許可や道路使用許可等の法令に基づく許可が必要な場合は、道路管理者や各警察署等に申請を行って、許可を得る必要があります。

所有者（管理者）の同意書、法令等に基づく許可証は、事業終了の際に作成する実績報告書に写しを添付してください。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、

○ 防犯カメラ（録画媒体及び付属品等を含む一式。）の購入及び設置費用

○ 防犯カメラの設置を示すプレートの購入及び設置費用

となります。

防犯カメラ1台の上限額は25万円で、維持管理費や地代、占用料等の運営に要する費用を除きます。

申請時に見積書の写しの提出をお願いします。

なお、本補助金は消費税を含めないため、税抜き価格が記載された見積書を準備してください。

※ 本事業では、防犯カメラ1台当たり、25万円の上限額までしか交付対象とならないため、申請総額が仮に下記（4）の金額内に収まっていたとしても、1台当たりの金額が上限額を超えていた場合は、超えた部分の金額は補助対象外となります。

(4) 補助率

補助率は、自治組織等の補助対象経費の4分の3以内とし、75万円を上限とします（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）。

ただし、次の区域については、補助率を定める区域（警察が指定する

重点区域)として補助率を補助対象経費の10分の10とし、自治組織当たり100万円を上限とします(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)。

補助率を定める区域(警察が指定する重点区域)

市	区域内の町名等
鳥取市	今町一丁目、今町二丁目、永楽温泉町、戎町、扇町、桶屋町、御弓町(ただし、県道若葉台東町線より西側)、鍛冶町、片原一丁目(ただし、県道田島片原線より南西側)、片原二丁目(ただし、県道田島片原線より南西側)、片原三丁目(ただし、県道田島片原線より南西側)、片原四丁目(ただし、県道田島片原線より南西側)、上魚町(ただし、県道樗谿神社線より南西側)、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、瓦町、行徳一丁目、行徳二丁目(ただし、県道西町鳥取停車場線より南東側)、興南町、湖山町北一丁目、湖山町北二丁目(ただし、県道伏野覚寺伏野線より南側)、湖山町東一丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南五丁目(ただし、大学付属通りより東側)、幸町、栄町、職人町、新町、末広温泉町、大工町頭(ただし、県道樗谿神社線より南西側)、寺町、天神町、富安一丁目、富安二丁目、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、東品治町、庖丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、南町(ただし、県道西町鳥取停車場線より南側)、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目(ただし、県道若葉台東町線より西側)、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、元大工町(ただし、県道樗谿神社線より南西側)、元町、弥生町、吉方、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目(ただし、県道若葉台東町線より西側)、吉方町一丁目(ただし、県道若葉台東町線より西側)、吉方町二丁目(ただし、県道若葉台東町線より西側)、若桜町
倉吉市	上井、上井町一丁目、上井町二丁目、伊木、大平町、海田西町一丁目、海田西町二丁目、海田東町、海田南町、河北町、天神町、福庭町一丁目、福庭町二丁目、八屋、山根
米子市	朝日町、岩倉町、尾高町、皆生六丁目、皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目、皆生新田三丁目、角盤町一丁目、角盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、加茂町一丁目(ただし、国道9号より東側)、加茂町二丁目(ただし、国道9号より東側)、久米町(ただし、国道9号より東側)、糒町一丁目、糒町二丁目(ただし、国道181号より南側)、紺屋町、塩町、新開一丁目、新開三丁目(ただし、1番及び2番のみ)、末広町、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、立町四丁目、茶町、寺町、道笑町一丁目、道笑町二丁目、中町(ただし、国道9号より東側)、灘町一丁目(ただし、主要地方道米子境港線より東側)、灘町二丁目(ただし、主要地方道米子境港線より東側)、灘町三丁目(ただし、主要地方道米子境港線より北

	東側)、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、西倉吉町、西福原一丁目、花園町（ただし、主要地方道米子境港線より北東側）、東倉吉町、東町、日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目、日野町、富士見町二丁目（ただし、国道181号より南側）、法勝寺町、万能町、明治町、弥生町、四日市町、米原、米原一丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）、米原二丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）、米原三丁目、米原四丁目、米原五丁目（ただし、県道両三柳後藤停車場線より東側）
境港市	相生町、朝日町（ただし、県道境港線より西側）、栄町、京町、末広町、大正町、中町、浜ノ町（ただし、県道米子空港停車場線より北側）、東本町（ただし、県道境港線より西側）、日ノ出町、本町、松ヶ枝町、明治町（ただし、境132号線より北側）、元町（ただし、境132号線より北側）

（要綱別表2）

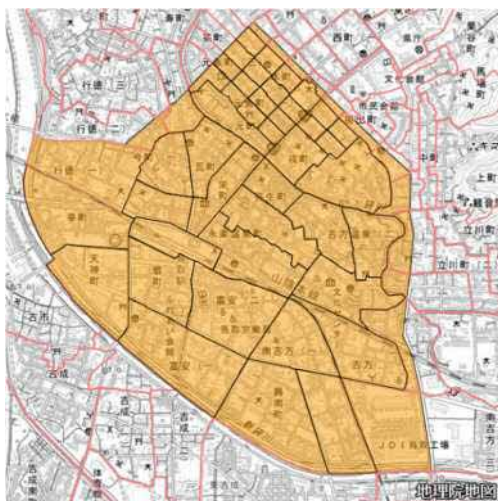
以下の図は重点区域を示したもの

地理院地図及び令和2年国勢調査町丁等境界データを使用し、生活安全企画課が作成

出典：国土地理院ウェブサイト（<https://www.gsi.go.jp>）地理院地図

出典：政府統計の総合窓口（e-Stat）（<https://www.e-stat.go.jp>）

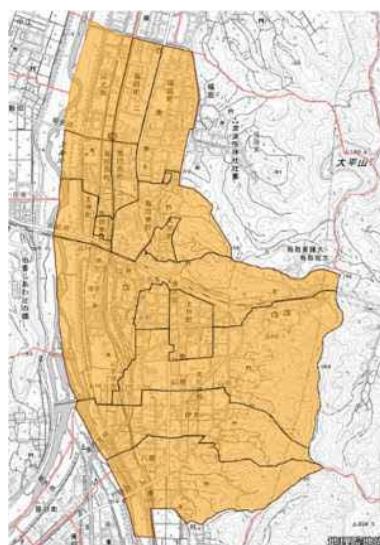
令和2年国勢調査町丁・字等境界データ（総務省）



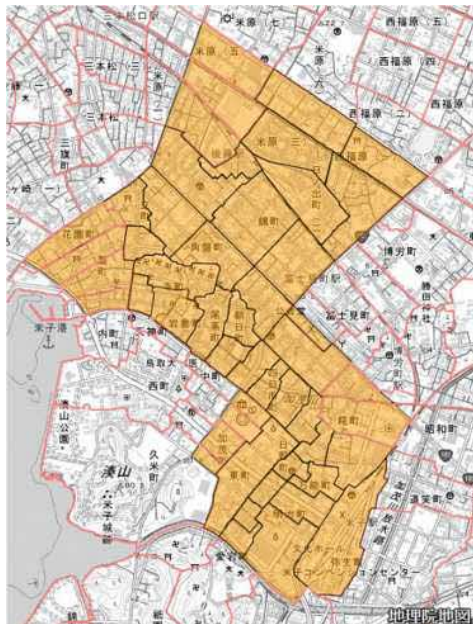
重点区域（鳥取市）



重点区域（鳥取市）



重点区域（倉吉市）



重点区域（米子市）



重点区域（米子市）



重点区域（境港市）

カメラ 1 台の場合の補助額の例

補助対象経費	計算式 補助対象経費×3/4	補助額 (1,000 円未満の端数は切り捨て)
150,000 円	$150,000 \times 3/4 = 112,500$ 円	112,000 円
250,000 円	$250,000 \times 3/4 = 187,500$ 円	187,000 円
350,000 円	$350,000 \times 3/4 = 262,000$ 円	補助額の上限 250,000 円

カメラ1台の場合の補助額の例(重点区域)

補助対象経費	計算式 補助対象経費×10/10	補助額 (1,000 円未満の端数は切り捨て)
150,000 円	$150,000 \times 10/10 = 150,000$ 円	150,000 円
250,000 円	$250,000 \times 10/10 = 250,000$ 円	補助額の上限 250,000 円
350,000 円	$350,000 \times 10/10 = 350,000$ 円	補助額の上限 250,000 円

2 交付条件（要綱第4条参照）

(1) 管理・運用規定の作成（別添1参照）

防犯カメラの管理・運営を適切に行うため、本ガイドラインや鳥取県の「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」等を参考として、

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの設置者及び管理責任者の指定
- ウ 防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
- エ 撮影された画像の保管場所、保存期間等の管理
- オ 撮影された画像の利用及び提供の制限
- カ 保守点検
- キ 秘密の保持
- ク 個人情報保護法等の遵守
- ケ 補助金交付の決定以降の各種問合せ、苦情等への全ての対応

に関する管理・運営規定を作成してください。

(2) 防犯カメラの性能等について

新たに購入して設置するもので、録画機能のある防犯カメラが対象となります。

過去に設置した防犯カメラやダミーカメラは、対象となりません。

性能の低い防犯カメラについては、「犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生の抑止」という本補助金の目的を達成できないことから、

夜間でも鮮明に撮影可能な性能を有するものとしします。

夜間撮影が可能な防犯カメラには、照度（光に照らされている面の明るさの度合い）が低い状態でも撮影可能な感度の高い防犯カメラ（カラー撮影も可能）や、真っ暗闇の状態でも赤外線を照射して撮影を可能にする赤外照明付きカメラ（暗所は白黒撮影）等があります。設置場所の照度等を考慮して、防犯カメラの選定をお願いします。

画素数については、200万画素以上のものとしてください。

防犯カメラのメーカー等について、県警察が特定のものを推奨することとはできませんが、公益財団法人日本防犯設備協会が「優良防犯機器認定制度（R B S S）」において認定している、犯罪抑止や犯罪発生後の対処・追跡等の用途に必要な機能・性能を参考にしてください。

なお、SDカードが内蔵された防犯カメラは、カードの取り出し口に必ず盗難防止措置を施してください。

また、インターネット回線等を利用した防犯カメラは、第三者による不正アクセスやインターネットウイルスの感染等により、画像が流出してしまうおそれがあるため、確実にセキュリティ対策を施してください。

(3) 防犯カメラ設置の周知

防犯カメラの設置場所に、防犯カメラ設置団体の名称並びに「防犯カメラ作動中」等と記載したプレートを設置し、周知を図ってください。

(4) 保守点検

防犯カメラの機能を維持するため、年1回以上の定期的な保守点検を行ってください。

保守点検や故障した際の修理費用は、本補助金の対象になりませんので、設置者で対応をお願いします。

なお、防犯カメラの耐用年数は、

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1

器具及び備品 2 事務機器及び通信機器

インターホーン及び放送用設備

を適用します。

したがって、設置から6年間が経過する前に、交付の目的に反する使用や、廃棄等する場合には、予め知事の承認を受けなければなりません

(5) 反社会的勢力の排除

本補助事業の審査に当たり、次に該当する者による申請は受け付けません。

また、本申請を行うにあたり、誓約書も提出してもらいます。

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- 暴力団関係企業
- 総会屋、社会標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

第3 手続等（別添2及び別添3参照）

1 申請手続

補助金の交付を申請する場合は、鳥取県補助金等交付規則の

- 様式第1号(第5条関係)交付申請書

に要綱の

- 様式第1号（第5条、第10条関係）鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業計画（報告）書
- 様式第2号（第5条、第10条関係）鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業収支予算（決算）書

を添付して、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）まで、持参又は郵送で提出してください。

記載方法や提出書類については、別添3「申請書等記載例」を参考にしてください。

2 申請期間及び申請先

申請期間及び申請先は次のとおりです。

郵送又は持参により、生活安全企画課まで送付をお願いします。

令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで（必着）

〒680-8520

鳥取県鳥取市東町1丁目271番地

鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

なお、上記申請期間内に本補助金の上限額に達しない場合は、申請期間を延長する場合があります。

3 申請後の流れ

生活安全企画課において、申請書類の審査及び現地調査を行います。

現地調査では、管理責任者の方に立会いをお願いします。

審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書を申請者に送付します。

補助金交付決定通知を受けたら、速やかに事業に着手してください。

工事が終了すれば、警察職員による事業完了の確認検査を行いますので、生活安全企画課まで連絡（口頭、文書の別は問わない）をお願いします。

確認検査では、管理責任者と設置業者に立会いをしていただきます。

確認検査で問題がなければ、鳥取県補助金等交付規則の

○ 様式第3号（第17条関係）実績報告書

に、要綱の

○ 様式第1号（第5条、第10条関係）鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業計画（報告）書

○ 様式第2号（第5条、第10条関係）鳥取県警察街頭防犯カメラ設置補助金交付事業収支予算（決算）書

を添付して、報告してください。

同報告後、補助金額が確定し、補助金交付となります。

記載方法については、別添3「申請書等記載例」を参考にしてください。

4 留意事項

(1) 事業の着手時期

事業の着手は、必ず、補助金交付決定通知書の送付を受けた後に行ってください。実際に防犯カメラを設置する工事だけでなく、業者との契約も着手に当たります。

事前着手をすると、補助金の交付を受けることができません。

(2) 事業の完了時期

補助金の交付を受けるためには、期限内に、実績報告書を提出していただく必要があります。

実績報告書の提出期限は、以下のいずれかの早い日までです。

①第9条による事業完了の確認検査の完了日又は事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

②補助事業等の完了予定年月日の属する年度の2月末日

また、実績報告書の提出前には、必ず、確認検査を受けていただく必要があります。

補助金額の確定、交付を含め年度内に事業完了となるよう、納期確認、検査日程調整など、設置業者及び補助金担当者職員との調整を確実に行ってください。

確認検査では、防犯カメラが直ちに録画できる状態であることはもとより、「防犯カメラ作動(設置)中」の看板設置等、全ての工事が終了していることが必要です。

(3) 防犯カメラ運用開始の時期

防犯カメラ運用開始の時期（防犯カメラを作動させて録画を開始する時期）については、事業完了後の確認検査後としてください。

それまでは、設置状況の確認等、必要な場合を除いて作動させないでください。

(4) 会計経理上の留意点

本補助金は、県が行う契約手続の取扱いに準じて行います。

- 補助事業の帳票類は、見積・発注・納品・請求・領収書等の一連の書類をそろえて整備する必要があります。
- 経理処理については、できるだけ別通帳を設け、補助事業の支払が明確になるようにしてください。

※ 県が行う契約手続は次ページの表を参考としてください。

表では5万円未満（税込）について、仕様書（カタログ等）、見積書、注文書（発注書）が△（整備されていることが望ましい）とされていますが、本補助金は、申請時に仕様書（カタログ等）、見積書の提出が必要となりますので、誤りのないようにしてください。

また、表は税込となっていますが、本補助金における補助対象経費は、税抜きで算出してください。

県が行う契約手続

	仕様書 (カタログ等)	見積書	注文書 (発注書)	納品書	請求書	領収書 (振込依頼書)
50 万円以上 (税込)	○	○ (3 者以上)	○	○	○	○
20 万円以上 (税込)	○	○ (2 者以上)	○	○	○	○
5 万円以上 (税込)	○	○ (1 者以上)	○	○	○	○
5 万円未満 (税込)	△	△	△	△	○	○
補助対象期間	期間前～ 期間内	期間前～ 期間内	期間内	期間内	期間内	期間内
作成者	事業者	発注先	事業者	発注先	発注先	発注先

○～整備が必要

△～整備されていることが望ましい

第4 防犯カメラの設置及び運用に関する事項

防犯カメラの設置及び運用に関しては、鳥取県の「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」に沿って行ってください。

主な事項は下記のとおりです。

1 設置目的の明確化

防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにしてください。

2 設置場所、撮影範囲

不必要な撮影を防ぐため、設置場所、撮影方法及び方向、設置台数を定め、撮影範囲を必要最小限にすることとして、住宅内部などの私的空間を撮影しないようにしてください。

3 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラ設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や防犯カメラを設置していることの表示をしてください。



表示例

4 管理責任者及び操作取扱者の指定

適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定してください。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととしてください。

5 画像の適正な管理

- 画像の不必要な複写や加工を行わないでください。
- モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じてください。
- 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じてください。
- 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とし、原則1か月以内とします。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りではありません。
- パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウイルス対策等の措置を十分に講じてください。
- 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止措置を講じてください。

6 画像の利用・閲覧等制限

法令に基づく場合、捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合、その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合を除き、他の目的での利用、閲覧・提供を行わないでください。

7 問い合わせ・苦情等への対応

問い合わせ・苦情等には、誠実かつ迅速な対応に努めてください。

- ※ 最近では、インターネットを介するネットワークカメラも普及しており、パソコンやスマートフォンなどで、どこでも簡単に画像を確認することができますが、モニターによる監視はしないでください。また、防犯カメラで撮影した画像のSNS投稿などは絶対にしないでください。

第5 その他

1 防犯カメラの設置・運用責任

防犯カメラの設置やその後の運用（維持管理、苦情対応等）については、自治組織等で責任を持って対応をお願いします。

管理責任者等が代わる場合は、確実に引継ぎを行ってください。

2 現状に変更等が生じた場合の連絡

防犯カメラ設置後、現状に変更が生じた場合（設置場所の移転等）や、特異事案（盗難、破損等）が発生した場合には、速やかに生活安全企画課へ連絡をお願いします。

